

心身に障がいのある人を支えます

障がい者福祉サービス

心身に障がいのある人が、喜びや生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな福祉サービスを実施しています。それぞれのサービスには利用者負担があるものや、所得状況によって利用が制限される場合がありますので、相談してください。

在宅で受けるサービス

● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。

● 訪問入浴サービス

重度身体障がい者の自宅に入浴車が訪問します。

● 移動支援事業

買い物などで外出するとき、移動の支援を受けられます。

● 配食サービス

1食当たり400円の自己負担で、食事の提供と安否確認を受けられます。

施設で受けるサービス

● 障害者施設への入所・通所

家庭での生活が困難な障がい者が施設に入所・通所し、必要な訓練・指導を受けられます。

● 就労支援事業所などの通所

障がいがあり雇用されることが難しい人は、通所により必要な訓練を受けられます。

● 生活介護

通所での機能訓練、給食、入浴などを受けられます。

● 児童発達支援

就学前の児童は、日常生活の基本的な指導や、集団生活への適応訓練などを受けられます。

● 放課後等デイサービス

就学している児童は、放課後や休日に生活能力向上の訓練、社会との交流などを受けられます。

● 日中一時支援事業

介護者がいない日中に、一時的な見守りや日常的な訓練などを受けられます。

● 地域活動支援センター

作業をしながらの指導・訓練

練・相談を受けられます。

助成サービス

● 医療費の助成

心身障がい者（児）の医療費の自己負担額が助成されます。

● 難病療養者医療費助成

指定難病療養者、小児慢性特定疾病療養者、特定疾患療養者の医療費の自己負担額が助成されます。

● 指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者

月額／14,000円まで（入院）、2,000円まで（通院）
〔重症認定者〕

月額／2,000円

● 福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際の費用を助成する利用券が交付されます。交付枚数には、1か月当たりの上限があります。

● 補装具費の支給

補聴器、車いす、装具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部が助成されます。

※事前に申請が必要です。

生活保障

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

月額／27,980円

● 特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の重度障がい児を養育している人に支給されます。

月額／53,700円（1級）、35,760円（2級）

● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障がい児に支給されます。

月額／15,220円

● ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当

在宅の寝たきり身体障がい者、重度知的障がい者を介護している人に支給されます。

※特別障害者手当などを受給している場合は除きます。

月額／8,650円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障がい者を扶養している人で、千葉県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛金を納付していた人が亡くなったときに、残された心身障がい者に終身一定の年金が給付されます。

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351